

平山行蔵の政治論

——赤穂事件を中心に——

野澤 拓 真

はじめに

平山行蔵。宝暦九（一七六〇）年江戸に生まれ、文政十一

（一八二九）年に没した儒者、兵法家。名は潜、字は子龍、

号は兵原、行蔵はその通称である。長沼流兵学、真貫流剣術、大島流槍術、関口流柔術、その他にも弓術、馬術、砲術などの諸術を修め、文武両道に通じた。^{〔注〕}太平の世に生まれた武

辺者としてエピソードには事欠かず、勝海舟の実父であり、

平山の門人であった勝小吉の晩年の回顧録である『平子龍先生遺事』に多く語られている。

予が十六、七歳の頃、四谷伊賀町の横町組屋敷に借宅せ

し平山行蔵と云ひし三十俵二人扶持取りし小普請の御家人あり。其頃諸人の評判に、近年にこれ無き武辺者にて、学問も勝れしと申しける。

（『平子龍先生遺事』^{〔注〕}）

平山は、当時の周辺人物の評価として、近年稀に見る武辺者、江戸時代の太平の世には珍しい武士らしい武士であるとされる一方、学問にも優れていたとされる。

先生不断書物に眼をさらし申されける故に、儒者衆林家を始め、分り兼ねる事悉く先生に聞かれけるとかや。

（『平子龍先生遺事』）

平山は、日頃から広く書物を渉猟していた。『平子龍先生遺事』には、「和漢の書物凡そ七、八千巻なり。」とあり、和漢を問わず多くの書物に目を通していたことがわかる。その蔵書目録である『擁膝草廬蔵書目録』（国立国会図書館蔵写本二冊）に約三千巻も書き連ねられた書物の数々もそれをよく物語っているだろう。また、『平子龍先生遺事』からは具体的に誰との交流があったかはわからないものの、平山がその博識から、林家の儒者らとの交友関係を持っていた。

このように、兵法家・武術家として従来よく知られる平山であるが、こうした学者としての一面は、これまでの研究であまり注目されてこなかった。^(注3)専門の儒者たちが問い合わせてくるほど和漢の学問に通じた側面はもっと注目されてよい。

平山の著作の内、彼の思想を考える上で特に重要と思われるものが、『鳩巢小説評論』^(注4)である。『鳩巢小説評論』は、その名のごとく『鳩巢小説』に対する平山の評論である。宮崎修多は『鳩巢小説』を「享保期の朱子学者、室鳩巢が加賀藩儒から幕儒へ任を転じた後、江戸から在加賀の門人らに向けて郵致した書簡の内容を中心に、他者の書簡もふくめて編集しなおし、一種の教訓説話集として纏められた」^(注5)ものと説明するが、『鳩巢小説評論』における平山の鳩巢に対する批判

的なまなざしは、彼の思想を如実に反映しているものと思われる、大変重要な資料といえよう。しかしながら従来の研究において『鳩巢小説評論』が組上に載ることはなかった。本研究はその中でも赤穂事件論を中心に、彼の政治論に光を当て、その特質を考えることで、平山を思想家として再評価するという試みである。

一 土屋主税対処の事

『鳩巢小説』には、赤穂事件の前日譚として、赤穂浪士と土屋主税とのやりとりが描かれる条がある。以下、その内容を概観しよう。

事件翌日、新井白石は吉良邸隣家の土屋主税のもとを訪ねた。土屋が語るには、吉良邸討ち入りの前、四十七士のひとり吉田忠左衛門が使者を送ってきた。使者曰く、「浅野内匠頭家来ドモ、主人ノ敵ニテ候故、只今吉良上野介ドノ御宅へ押込申候。可騒動及候間、前広ニ御案内申上候。士ハ相互ノ義ニ候間、無御構為御討可被下ヨシ申入候。」^(注6)『鳩巢小説』と、あらかじめ吉良邸討ち入りの案内をし、その邪魔をしないよう求めた。土屋はその旨を聞き入れ、家の塀に沿って明

かりを灯し、また自分の家来に塀を越えてくる者を弓で射落とすよう指示して、事の顛末を見守っていたとのである。このことについて白石は、「主税方ニ浪人、是モ先年父ヤラン、兄ヤランノ敵立派ニ討申候モノ居申候。此者モ其夜ノ有サマ目ノアタリニ見聞仕候テ、我ヲ折申候。中々アノ様ニ静リ申ヤウハ及不申コト候。上野介ヲ討候マデハ、首尾調候様ノ義有之候ドモ、ウチスマシ候マデ、一ツモ無難ヤウニ仕舞申コト各別ノ義ト存候」(同上)と四十七士と土屋の行動を肯定した。これに対して室鳩巢は、「四十七人ノ仕形ハ残ル処ナク存候。土屋仕方ハイカゞ思召候ヤ。同ジ御家人ト其上合壁ト申、其俣四十七人ヲ逃シ申筈ニ候半ヤ。加賀ナドノ風ニテハ申分有之コトニ候。江戸會議ハ如何候ヤト申候ヘバ、其時分、当地ニテ土屋仕形出来不申ヤウニ申候。致シヤウモ可有之義トノ由被申故、致シヤウハイカゞ御了簡ノ通承度」(同上)と疑義を呈する。赤穂浪士の行いは仕方なかったとしつつ、土屋の行為について白石がどのように考えるのかを尋ねているのである。以下、白石の考え(次掲)が記され、鳩巢は「是ハ尤ニ存候。是ヨリ他ハ能キ思案ハ有マジキト存候。」(『鳩巢小説』)とその考えを肯定する形で締められる。

平山は『鳩巢小説評論』「赤穂義士仇討の時云々新井氏被

申候、是ハ尤ニ存候、是より外はよき思案は有之間敷候」の条にて赤穂事件論について述べている。そこで平山は「此事ハ往年論ジ置シガ、新井筑後ガ了簡ヨロシカラズ故、抄出シテ評ヲ下スコトシカリ。」とあらためて白石の考えを批判する。この根拠は何か。

平山の論点のまず一つ目は、白石の言う「君父ノ仇ハ討セ申法」についてである。

白石は鳩巢の右の疑問に対して次のように述べていた。

君父ノ仇ハ討セ申法に候。其上アノ方ヨリ士ハ相互ノ二候間、討セ呉候ヘト断ニモ及候上ハ、兎角相手ニ相成「ハ有之マジク候。

(『鳩巢小説』)

白石は土屋が赤穂浪士の挙に加担したことを「君父ノ仇ハ討セ申法ニ候」と肯定し、浪士たちの相手となって仇討ちの邪魔をすることはありえないとしたのである。

それに対して平山は反論し次のように述べる。

君父ノ仇討ハ討タシメルガ法也トアレドモ、ソレハ一人

二人潜ニネラフテ討コトゾ。ソレト違ヒ四十七人ト云モ
ノナレバ夫ヲバ用ヒラヌゾ。

〔鳩巣小説評論〕

これは白石の言うところの「君父ノ仇ハ討セ申法」が、一人や二人といった少人数で行われるものであれば適用されるが、赤穂事件の四十七人というような大人数で行われる場合、その法は適用されないという理論である。つまり平山は、大挙して仇討ちを行う浪士たちを止めず、それどころか加担するような行爲をした土屋を批判するのである。

平山は「君父ノ仇ハ討セ申法」の適用を仇討の主体の多寡によって判断する根拠として、律学を挙げる。

如何トナレバ、擅興ニ嫌アレバナリ。衆寡ノ異アルコトヲ察セザルハ疎虞ナリト云ベシ。

〔鳩巣小説評論〕

平山が例に挙げるのは「擅興律」であつた。「擅興律」とは養老律令の中にある一篇で、軍事や土木に関する刑罰を示す。ただし養老律令における「擅興律」はその大部分が散佚

しており、その元となつた唐律と逸文から、部分的にしかその内容を窺い知ることができない。養老律令における「擅興律」の「擅發兵」の条には次のように記されている。

凡そ擅^{はしむ}に兵を發す、廿人以上、杖一百。五十人に、徒一年。五十人ごとに一等を加ふ。其の寇賊卒^{にはか}に來り、攻襲有らんと欲せば、即ち反叛、若しくは賊内應有りて、急に兵を須^もふるには、便ち調發すべし。所屬に非ずと雖も、此の國の郡司、調發給與することを得。若し逃亡、盜賊有らば、權に人夫れを差して、以て追補するに足り、公に及んで私に田獵する者は、此の律を用ひず。(原漢文)

〔擅興律〕^(注)

「擅興律」においては、「擅に兵を發す」こと、すなわち勝手に挙兵し軍を成すこと罪とする。その人数が二十人以上であれば、杖で体を打たれる杖刑百回。五十人以上で、身柄を拘束され勞役に服させられる徒刑一年。以降五十人ごとに一等分罪が重くなり、それに伴って刑罰も重くなる。

平山はおそらくこれを念頭に置いていたのだろう。しから

ば、平山は赤穂浪士の四十七人で仇討ちに臨む行為を、「擅に兵を發す」行為であると認識していたことになる。幕府は赤穂浪士に対する処置として「淺野内匠儀、勅使御馳走之御用仰せ付け置かれ、其の上時節柄殿中を憚らず、不屈の仕形に付き、御仕置き仰せ付けられ、吉良上野儀、御構無く差し置き候處、主人のあだを報ひ候と申し立て、内匠家来四拾六人徒黨致し、上野宅へ押し込み、飛道具など持参し、上野を討候始末、公儀を恐れず候段、重々不屈にして、之に依りて切腹申し付けるものなり。」^(註8)としており、平山の認識とも重なる。平山はこの裁定も念頭に置きながら、たとえ仇討ちであつても徒黨を組むことは法を犯すことだと認識していたのではないか。

平山は法を背景に赤穂事件論を展開するが、それはなぜだろうか。唐律における「擅興兵」の一「擅發兵」においては次のように記されている。

擅^{ほし}に兵を發す、十人以上に徒一年。百人に徒一年半。

百人ごとに一等を加へ、千人に絞る。給與する者は、給する所の人數に隋^{したが}ひ、擅發に一等を減ず。(原漢文)

〔擅興兵〕^(註9)

このように唐律においても日本律と同様に「兵を發す」ことに対しての刑罰が定められている。挙兵する人數が十人以上で徒刑一年。百人で徒刑一年半。以降百人ごとに一等が追加される。「給與する者」とは兵を指揮する者のことで、挙兵が未遂に終わったとしてもそれを画策した時点で本罪の成立となり、実際に挙兵した場合の一等下の罪となる。

日本律と唐律では刑罰の重さが異なる。兵の人數が五十人までは唐律の方が重いが、百五十人以上千人までは日本律の方が重い。また、「明文抄五」〔統群書類従〕においては「五十人に。徒二年。(原漢文)」とあり、日本律の方が重い量刑となっている。石尾芳久が指摘するように、これは「戦鬪の實際において危険を与え得る人數の發兵に対しては、日本律の方が厳格であつたことを示すものであり、軍事的違反に対しては、日本律が唐律よりも更に深い関心を抱いたことを示すもの」^(註10)である。また、石尾は「わが国古代において直に起し得る謀反の兵力が数百名くらいであつた」^(註11)ことも指摘している。

「擅に兵を發す」ことに注目した平山についても、「戦鬪の實際において危険を与え得る人數の發兵」に対して厳格な姿勢があつたといえるだろう。兵の人數の多寡は場合によって

は幕府や国家の危機にかかわる。仇討ちであれば大人数で計画した殺人も容認するという姿勢があつては、クーデターのごとき殺人も言い訳次第で認めることになるだろう。故に「衆寡ノ異アルコトヲ察セザルハ疎虞ナリ」なのである。

その上で、土屋はどのように振舞うべきだったのか。これが『鳩巢小説評論』における二つ目の論点となる。『鳩巢小説』において白石は次のように述べていた。

其上アノ方ヨリ士ハ相互ノコトニ候間、討セ呉候ヘト断ニモ及候上ハ、兎角相手ニ相成コトハ有之マジク候。重テ使者ヲ越候時分罷越、吉田ガ大石ニ逢候テ、只今御本望トゲラレ候旨、先以御大慶可為候。我等コト隣家ノコトニ候ヘドモ、御断ニテ主人敵御討ノ義故トカク御支ヘ申ニ不及候テ、思召ノ通りニ仕候。此上ハ此方申義モ御聞ワケ候テ玉ハルベク候。隣家ニ罷在ナガラ、各ヲ其俣引セ候テハ、後日ニ申訳無之コトニ候。左ヤウニ候トテ右申通、敵打ノ義ニ候ヘバ、相手ニ相成処存ニハ無之候。御不肖ナガラ、各ノ内重立候衆一兩人ハ是ニ御残可被成候。大勢不残、是ニ留ムベキト申ニテハ無之候。一兩輩人質ノ為御残り候ヘバ、私一分ノ申訳立申候。但又万一

是ヨリ各何方ヘゾ御立退、一命ヲ御助リ有ベキトノ御所存ニ候ハバ、不及是非、其時ハ御相手ト申モノニ候ヘドモ、左様ノ御所存ニテハ有マジク候。

この「断」とは、具体的には吉田忠左衛門が使者を通じて土屋主税に申し入れた、吉良邸討ち入りの断りである。『鳩巢小説』では「主人ノ敵ニテ候故」と、吉良上野介が使者を通じて浅野内匠頭の仇敵であるために討ち入りをするのだと語った旨が記されていた。土屋はその申し出を聞き入れ、仇討ちに加担したのである。白石は「兎角相手ニ相成コトハ有之マジク候。」として、土屋のした行為を肯定する。しかし、「一兩輩人質ノ為御残り候ヘバ、私一分ノ申訳立申候。」と、浪士側から一、二人を人質として預かり置いていれば、土屋としても面目が立ったとするのである。もしそうしないのであれば、もはや浪士の相手となるほかないとする。

平山は反論して次のように述べる。

敵討ナリト断リガアリテモ、証拠ノナキコトナレバ、妄リニ信ゼラレヌゾ。若強盗ガ打入ルトテ偽テ復讐ナリトイハバ如何。人質ヲ取コトモ、事畢リテ言ハ、機会ヲハ

ヅシタルナリ。

〔鳩巢小説評論〕

平山は、吉田が使者を通じて土屋に申し渡した仇討ちの「断り」は証拠のないことであつて、妄信すべきではないとする。例えば復讐と偽つて強盜をはたらく者がいたらどうするのか。そしてこの事件が終わつてから、人質を取るべきだったというのも、もはや手遅れであるという。これは先述した軍事的事務としての挙兵を念頭に置いてのことだろう。また、平山は次のように続ける。

吉田忠左衛門が使ヲ遣ハセシ時、復讐ト申聞ケラル、故、任^ニ其意^一也。但本望ヲ遂ラレシ後ニ、人質両三人預リ置ベシ。左様無^レ之時ハ、隣並ニテ臆シテ、見遁ガシニセシト、後日ニ申サレテハ、一分立ガタシ。自殺セザレバ、不^レ叶也。然バ止ムコトヲ得ズ。近隣申合せ、吉良ヲ防御スベシト云ハ、許諾セズンバアルベカラズ。然ルヲ、事畢リテ後二人質ヲ論ズルハ空疎ト云ベシ。同じコトデモ初メニスベキコトヲアトニスルト、アトニスルコトヲ先ニスルトニテ、格別ニチガフコトゾ。

〔鳩巢小説評論〕

土屋は吉田が使者を通じて仇討ちの申し出をしたとき、その意向に沿つた。ただ土屋は、浪士たちが「本望」すなわち吉良を討ち取ることが叶ったときに、人質として一、二人預かり置くべきであつた。さもないければ、後日になつて、浪士たちを恐れて見逃してしまつたと言われたら、土屋の責任が果たせないだろうとする。また、浪士の「本望」は吉良を討ち取った後自殺してこそ結実する。それならば土屋にも止めることはできないだろう、とする。というのも、義士否定論の立場に立つ佐藤直方が『四十六人之筆記』にて「然レドモ亡主之憤ヲ想ヒ、心ノ昏惑スルヨリ一筋ニ討之、上之命ヲ背キタル罪ヲ省テ、於泉岳寺自殺セバ、理ニ不中ト云ドモ其志可憐。然ルニ仙石氏へ訴へ、上之令ヲ待ツト云、捧ル処ノ一書ニモ上ヲ重ズル意ヲ述べ、仙石氏之面前ニテモ上ヲ重ズル意ヲ第一ニ述ブ。是人之感賞ヲ得テ死ヲ遁レ禄ヲ得ル之謀ニ非ズヤ」というように、實際浪士たちが仇討ち直後に切腹をせず幕府の裁定を待っていたのは、我が身惜しさに情狀酌量の期待をしていたからではないかという言説が既に存在していたからだろう。また、近隣の者たちで吉良を守ろうとい

うのであれば、土屋の行爲も許されるという。これについて、平山は『鈴林扨言』^(註1)において次のように述べる。

又タトヒ義英怯弱ナリトモ、其傍近隣並ノ人苟モ義ヲ知ラハ、終夜騒擾シテ曉天ニ至ル、殊ニ冬ノ夜ノ長キ時節コレヲ餘所ニ見テ置ルヘキヤ。必人々相共ニ出テ防戦スルコトアラハ如何ソ。決テ志ヲ得ルコトアランヤ。而ルニ隣並ノ士人一人ノ出ル者ナキハ、彼等ニ畏縮セシヤ。抑彼等素志ヲ遂ルヲ幸ヒ不知マネシテ在シヤ。何レニセヨ武ノ大義ハ立サルコトナリ。万々良雄等カ志ハ憐ヘキコトナレト、タ、ニ捨置テハ武ノ本分立カタシ。然レハ已コトヲ不得、防戦スヘキノミ。若坐視シテ不救ハ他日縣官ヨリ推問セラレンニ、何ヲ以コレニ対シ。是亦士人議論格致ノ功ヲ尽ヘキ者ニ非スヤ。

(『鈴林扨言』^(註1))

吉良邸近隣の人々が仮に「義」を知っていたら、この浪士たちの挙をただ傍観してはいなかっただろう。そして、もし近隣の人々が防戦していれば、浪士たちは志を遂げることもなかっただろうという。平山が推し量るに、近隣の人々が誰

一人防戦に出なかったのは、浪士たちを恐れていたからである。これでは近隣の人々は「武ノ大義」が立たない。浪士たちの仇討ちには一定の理解を示しつつも、ただそれを勝手にさせては、「武ノ本分」が立たないのである。よって、やむを得ず土屋も吉良を防戦すべきだった、と。

その上で、『鳩巣小説評論』では、事件が終わってから人質を取るべきだったか否かを論ずるのは、結局空論に過ぎないとする。そして、物事には順序があり、先にやることと後にやることの順序が変わってしまったえば全くの別のものになってしまうのだ、というのだ。平山は次のように続ける。

カ、ル処ニ活眼目ヲ開クコト不能シテ、跡ニナリテ人質ヲワタセノ、左ナケレバ相手ニナルノト、ヒシメキタレバトテ、ムダサワギ跡ノ祭リト云モノニテ、タトヒ相手ニナリタレバトテ、無益ノコトゾ。殊ニ事終リテ吉良ガ屋敷ヘ至リ、大石ヤ吉田ニ逢ト云ガ如キハ、以テ外ノ失計也。筑後ヤ新助ガ一身ノ智ヲ絞り出シタル所ガ、此ヲ限リト知ルベシ。

(『鳩巣小説評論』)

「カ、ル処」とは物事の順序を弁えることを指す。それを解せずして、人質を取るべきだったか否かの議論や、人質を取らないなら浪士の相手をすべきであったというような議論をするのは無益なことであるとする。

以上のように、平山は律学の観点から、兵の人数という別の尺度を取り入れ、赤穂浪士に加担した土屋主税の行為を否定する。仇討ちにも人数の多寡による違いがあるということ、を解さず、赤穂事件を「君父ノ仇ハ討セ申法」に裏付けて安易に肯定する白石と、それに同調する鳩巢とを、平山は批判するのである。そして土屋としては、浪士の仇討ちの申し出を妄信してはいけないとしつつ、浪士が吉良を討ち取ったときに人質を取るべきであったとした。しかし一方で、平山には赤穂浪士の挙に一定の理解を示す姿勢も見られる。ここに平山の、武士としての「忠義」と律学とを背景にした、赤穂事件への現実的、実践的なまなざしがあったことが窺われるだろう。

二 平山行蔵の義士肯定論

以上見てきたように、平山は結果として土屋が赤穂浪士に

加担した事実を否定し、それを「是」とする鳩巢、白石を批判するのだが、実は浪士の仇討ち自体は「義」として肯定している。ここで一度『鳩巢小説評論』から離れて、平山のもう一つの赤穂事件論である「赤穂義士復仇論」^(注5)にてそれを見たい。

平山は「余この説を以て窃かにこれを經典に求むるに、未だその義を得ざるなり。請ふ麟經を以てこれを断ぜん、可ならんか。」(「赤穂義士復仇論」)として、「麟經」すなわち『春秋』を以てそれを説明しようとする。そして、「公羊の説は、後世の諸儒これを疑ひ、劉氏・李氏尤もこれを排す。然れども余この論を持して疑はず、以て聖人の秘奥を得と為せり。」(同上)と、『春秋公羊伝』を聖人の真意を得たものとして称揚し、その拠り所とした。

平山はまず『春秋』莊公四年の經文の「紀公大に其の国を去る(原漢文)」の部分を引き、春秋時代の齊の君、襄公がかつての宿敵である紀を討つて九世の仇を復した出来事を以て赤穂事件に応用しようとする。『春秋公羊伝』には次のように記されている。

大に去るは何ぞ。滅ぶるなり。孰か之を滅す。齊之を滅

す。曷れぞ齊之を滅すと言わざる。襄公の爲に諱むなり。春秋賢者の爲に諱む。何ぞ襄公を賢とするや。襄公を讎を復すればなり。何ぞ讎とする。爾遠祖なり。哀公周に烹らる。紀侯之を讎せり。襄公が之を此に爲するを以てするは、祖禰に事つるの心盡せり。盡すは何ぞ。襄公將に讎を紀に復ひんと、之を卜す。曰く師分を喪はんも、寡人之に死せば、不吉と爲さざるなり。遠祖は幾世ぞや。九世なり。九世猶ほ讎を復ゆべけんや。百世と雖も可なり。(原漢文)

〔春秋公羊伝〕^(註16)

曰く、『春秋』では襄公を、復讐の人として、「賢」とする。襄公の「讎」とは誰かという、彼の遠い先祖の仇である。先祖である哀公は周に烹殺されたが、それは紀侯が告げ口をしたのである。そこで襄公は先祖に心を尽くして、その仇敵である紀侯を討とうとした。この先祖とは何世離れるのか。九世である。それほど離れていても仇を復すべきなのか。百世でも復すべきであると。

平山は、『春秋公羊伝』を以て吉良が浅野の仇敵であったかということ、この仇討ちが「義」であったかということ

説明しようとする。『赤穂義士復仇論』で次のように述べる。

それ哀公を烹し者は誰ぞや。周の懿王なり。紀公に非ざるなり。紀侯の罪は人を讎するに在りて、人を烹るるに在らず。然るに公羊子、怨み怨む所に非ずというを以て説を為さずして、讐を紀に復するの賢たるを称するなり。蓋し受くる所に在り。然らば則ち良雄らの事も、また怨み怨む所に非ずと謂ふべからざるなり。而して忠義を以てこれに与すも、以て害なかるべきなり。

〔赤穂義士復仇論〕

まず、哀公を殺したのは紀公ではなく、周の懿王であるとす。そして、『春秋公羊伝』に「哀公の周に烹らるるは、紀侯これを讎すればなり。」とあったように、紀侯の罪は周王に告げ口をして哀公を殺させたことにあるのだとする。公羊子は、直接哀公を殺した周ではなく、周王を唆して哀公を殺させた紀に対する仇討ちを「賢」とする。平山はこの理由を「蓋し受くる所に在り。」とする。つまり、自らに害を及ぼしたその大本こそが仇敵になるのだというのである。

そして平山は次のように述べる。

蓋し長矩の意に謂へらく、その後日に自尽せんよりは、今日に相殺すに若かざるなりと。ここにおいてか朝堂を憚らず、妄りに禁典を犯して、その私憤を逞しくするなり。これ庸人偏狭の量、情急にして勢迫り、已むを得ずしてここに出づるなり。あに神智通明、思慮周偏なる者の為ならんや。而してこれを以ての故に、義央の罪を末減するを得んや。何となれば、この獄の由る所は、義央実にこれを致すことあればなり。

〔赤穂義士復仇論〕

浅野の思いを推し量るに、後日切腹するくらいなら今ここで吉良を殺した方が良いと考え、幕府を顧みず、法を犯してまでも、その私憤を晴らしたのであらう、と。平山はこれを「思慮周偏なる者の為」ではないとしつつも、浅野の獄は吉良の犯した罪に由るものであるとする。吉良の罪とは、具体的に浅野が「賄賂」を送らなかつたことに腹を立て、彼を冷遇したことと思われる。また、『鈴林卮言』においても次のように述べている。

浅野長矩ハ法禁ヲ干タル者故、國家ノ典刑ニ處セラレシ

モノナリ。然トモ其根本ハ吉良氏ヨリ事起シナレハ、其臣子タルモノ吾カ主人ノ相手タリシ敵ヲ其俣ヲキテハ、君臣ノ名義カ減スルナリ。然則良雄タルモノ義英殺サ、レハ、決テ天地ノ間ニ立ヘカラス。是則武義ノ本分也。

〔鈴林卮言〕

ここにおいても、浅野が法を犯したことは認めつつ、その罪の根本は吉良にあるとする。そして、浅野の臣下たちは、主人の敵である吉良をそのまま放つておいてしまったら、浅野との間の君臣の義がなくなってしまう。したがって浪士たちは吉良を討ち取らなければいけなかつたのだ。そしてこれが「武義ノ本分」なのである、と。

つまり、「受くる所」の論理を赤穂事件に応用すれば、浅野を直接殺したわけではなくても、事件の発端となつた吉良は仇敵ということになる。したがって、赤穂浪士としては主君の死の原因となつた吉良を怨むことは当然のことであつて、仇討ちも「忠義」の行為となるのである。

しかし平山は、赤穂浪士の仇討ちを「義」としつつも、その全てを肯定してはなかつた。『鈴林卮言』には次のようにある。

子龍云、内匠頭自殺アリト聞カハ、浅野ノ臣子、不殘吉良カ屋敷ヘ仕掛打果スヘシ。臣子ノ義、カクノ如ナラサレハ不立也。然ルヲ曰ク、経年ヲカサネシハ遲緩ナリ。夫故段々ニ後レ心出来テ人数スクナクナリタリ。事ヲナシヲ、セタレハコソ称誉アレ。志ヲ遂スンハ笑草トナルヘシ。機會ニ投スルコトヲ知ラサルハ悲哉。

(『鈴林厄言』^(註19))

浅野が吉良を斬りつけて後、切腹したと聞いたらずに藩の全員で吉良邸に仇討ちに行くことが君臣の「義」であり、翌年になってから仇討ちをすることは遅緩であるとする。その約一年間があったが故に、臆する者も出てきて仇を討とうとする人数が減ってしまったのだ、と。これでは志を遂げることができたからこそ世に誉められることもあろうが、もし失敗していたら笑いものになっていた。これで仇討ちの「義」が根本から揺らぐことはないけれども、この点については平山は納得していなかったようである。

以上のように、平山は仇敵となる根柢を「受くる所」、すなわち直接害を与えた者でなくとも、その発端となった者を仇敵とし、それを伐つことを「帝の則」に則った「公儀」の

ものとした。その論理を赤穂事件に応用すれば、主君である浅野を処罰し切腹させたのは幕府であるけれども、その被害の発端となった吉良は仇敵と見做すことができ、その吉良への仇討ちは「忠義」の行為なのである。

三 「公」と「私」

ところで、律学を背景に赤穂事件を論じるのは平山だけではなかった。たとえば荻生徂徠がその一人である。徂徠は『徂徠擬律書』にて次のように述べる。

義は己を潔くするの道にして、法は天下の規矩なり。禮を以て心を制し義を以て事を制す。今四十六士其主の爲に讎を報ずるは、是侍たる者の耻を知るなり。己を潔くする道にして、其事は義なりと雖も、其黨に限る事なれば、畢竟は私の論なり。其ゆへんのものは、元是長矩殿中を不_レ憚其罪に處されしを、又候吉良氏を以て爲_レ仇、公義の免許もなきに騒動を企る事、法に於て許さざる所也。今四十六士の罪を決せしめ、侍の禮を以て切腹に處せらるゝものならば、上杉家の願も空しからずして、彼

等が忠義を輕ぜざるの道理、尤公論と云ふべし。若私論を以て公論を害せば、此以後天下の法は立つべからず。

〔徂徠擬律書〕^(注20)

ここにおいて徂徠は、法による浪士の処分を「公論」、浪士の行為を「義」とすることを「私論」として、「若私論を以て公論を害せば、此以後天下の法は立つべからず。」と、「私論」と「公論」の弁別、「公論」を重視する姿勢を見せる。丸山眞男はここに「個人道德を政治的決定にまで拡張することを断乎として否認した彼の立場」、「政治的思惟の優位」という徂徠字の特質を見出した。^(注21)

平山は徂徠のこの説についてどのように考えていたのだろうか。「赤穂義士復仇論」において次のように述べる。

護老、復讐の義を知らず。故に明律を解して以て復讐の義なしと爲すは、則ち律の闕典なり。然れども復讐の事は父祖毆たるの条に粲然たり。粗漏かくの如し。惡んぞ妄りにこの獄を断ぜんや。知らず未だ律令の深意を得ざりしか、そもそも沈天易先生の論を聞きしか。

〔赤穂義士復仇論〕

平山は、徂徠が明律を以て浪士の行為を「義」と見做さないことを、「復讐の義を知らず」と批判をする。そしてそれは徂徠が明律に「復讐の義」を見出さなかったことによるとする。しかし平山は明律の「父祖毆たるの条」にそれを見出す。徂徠の著した『明律国字解』には次のようにある。

凡そ祖父母父母人に毆らるる所の爲に、子孫即時に救護して還て歐つは、折傷に非れば論ずる勿れ。折傷以上に至れば、凡そ鬪に三等を減ず。死に至る者は常に律に依る。

○若し祖父母父母人に殺さるる所の爲にして子孫擅に行兇人を殺す者は杖六十、其の即時殺死する者は論ずる勿れ。(原漢文)

〔明律国字解〕^(注22)

ここに見るに、祖父母、父母が暴行あるいは殺害されたときに、その相手に報復をする、すなわち仇討ちをすることに関する刑罰が定められている。その刑罰は、報復した相手の傷が所謂骨折程度までいかなければお咎めなし、骨折以上になれば「鬪毆」において科される刑罰から三等減じた分の刑罰

が科される。ここに平山は「復讐の義」が律典にも反映されている事実を見て、徂徠がそれを見落としていると考えたのだろう。実際に徂徠が浪士を法において処するその拠り所を明律においていたかは定かではないものの、平山が徂徠に明律の「深意」の誤解があったと考えていたことは注目してよい。

平山の徂徠に対する意見は、一見すると徂徠の論を完全に批判しているように思える。しかし筆者は、平山の赤穂事件論に徂徠学の特質ともいえる「公」と「私」の弁別を見る。

平山が批判しているのはあくまで徂徠の律典の「誤解」であり、赤穂事件を論ずるための方法論として、律典による対処の姿勢自体は批判していいのではない。

平山は「赤穂義士復仇論」の佐藤直方批判の中で、次のように述べる。

ただ法はまさに上より行ふべく、下に操るべからず。故に復讐の臣子は、司寇に非ずして人を専殺するの罪あり。ここにおいてか金科は擅殺を論ず。それ忠臣孝子は、上を凌ぎ擅殺するの罪を以てして、義為の勇を害し、共にせざるの天を戴かざるなり。これその忠臣孝子たる所以

なり。

〔赤穂義士復仇論〕

ここで平山は浪士の仇討ちを「義」として肯定し、同情的態度を見せる。しかし、法的判断については「上」、すなわち幕府の命において行われるべきであり、「下」の者の領域ではないとする。つまり、あくまで「公」的な判断に沿うべきと主張するのである。この場合、平山においては浪士の仇討ちを「義」とすること、処罰することは両立することになる。それと可能にするのが、「公」と「私」の弁別だったのである。

平山と徂徠の関係は特に軍学において表れる。例えば『擁膝草盧蔵書目録』には徂徠の著した『鈴録』や『西洋火攻図説国字解』（『擁膝草盧蔵書目録』における題）が見え、徂徠の軍書を読んだ形跡がある。特に寛政十一年（一七九九年）刊『西洋火攻神器説』は平山が校訂し、徂徠の『国字解』を附録する形で出版されており、平山の序文も備わる。二人の生きた時代から考えて直接の交流はありえないが、平山が少なくとも軍学においては徂徠の軍書からも学び、少なからず影響を受けていたことはここに示されるだろう。徂徠は軍書

以外にも、律典注釈書である『明律国字解』も著しており、平山の律典解釈に影響した可能性は考えてよい。

ところが、平山は徂徠学における「公」「私」弁別の觀念をそのまま受容したわけではなかった。平山は「赤穂義士復仇論」において、『春秋公羊伝』を以て「聖人の秘奥を得」とする根拠として周の文王が崇侯虎を征伐した際の詩を引く。

ここに仇討ちの「公」と「私」の弁別が見られる。『詩経』「大雅」の「皇矣」詩には次のようにある。

(前略)

帝謂文王

帝文王に謂ふ

詢爾仇方

爾の仇方に詢り

同爾兄弟

爾の弟兄と共に

以爾鉤援

爾の鉤援と

與爾臨衝

爾の臨衝とを以て

以伐崇墉

以て崇墉を伐てと

(後略)

(『詩経』^{注23})

ここにおける「帝」とは、「大雅」「文王」篇「支配上帝」

の集伝に「上帝は、天の主宰なり」^(注24)とあるように、天の絶体神を指す。つまり、文王は天帝の命により、「仇方」すなわち崇侯虎を討つことになったというのだ。平山はこの出来事について次のように述べる。

それ西伯を囚せし者は誰ぞや。殷の紂王なり。崇侯に非ざるなり。崇侯の罪は人を譖するに在りて、人を囚するに在らず。然るに文王兵を興し、首に以て崇侯を伐つ。詩にこれを称して曰く、帝の則に順ふと。則ち公儀に出て、私伐に非ざることを知るなり。

(「赤穂義士復仇論」)

西伯、すなわち文王を羑里に囚わしめたのは、崇侯ではなく紂王である。崇侯の罪は、あくまで紂王に告げ口したことである。文王が囚われる事の発端になったのは崇侯であったから、文王はまず崇侯を伐つたのである。これも仇敵と為す根拠を「受くる所に在り」とする論理で、そしてそれは「帝の則に順」うこと、すなわち天帝の命に順うことであった。

したがって文王の崇侯征伐は、「公儀」から出たものであつて、決して恣に行う「私伐」ではなかったとする。この点に

において平山は、襄公の紀への仇討ちを「賢」とする『春秋公羊伝』を以て「聖人の秘奥を得」とするのである。ここにおいて、平山の仇討ち論における「公」は天命にあると考えられ、また、「私」は恣に殺人をして天命に逆らうことであると考えられる。そして平山は「公」的なものの拠り所を儒教經典の一つである『春秋』に求め、それに照らし合わせて、赤穂事件における仇討ちを「義」としたのである。

『鳩巣小説評論』においては、土屋の対処について、律学に即した政治的思惟を優先する姿勢があった。そしてその論理は律学に即した極めて現実的、実践的なものであった。そこには徂徠学の特質である「公」と「私」の分離、政治判断における「公」の重視が見られる。しかし、平山は徂徠学における「公」「私」の觀念をそのまま受容はしなかった。すなわち、「公」の拠り所を儒教道德に求め、「私」を人欲に恣にし儒教道德に背くこととしたのである。

平山と徂徠学の影響関係はこの赤穂事件論のみからは断定できず、さらなる研究を俟たなければならない。しかし、平山の思考のフレームとして「公」「私」分別、政治的判断における「公」優先の姿勢があり、そこに徂徠学が影響した可能性は十分考え得るだろう。

四 「公」と法

平山の赤穂事件論における「公」の觀念は、佐藤直方への批判から見える。そしてそれは平山独自の法觀念を表している。

佐藤直方は山崎闇斎門下の儒者で、『佐藤直方四十六人之筆記』において義士否定論を唱える。直方は次のように述べていた。

上野助ハ彼等ガ讐ニハ非ズ。上野介ガ内匠頭ヲ害シタラバ讐ト云ベシ、内匠頭ハ死刑ニ行ハル、コト、大法ヲ背キ上ヲ犯ス之罪人也。(中略) 四十六人之者大罪ヲ不レ悲、上之命ヲ背キ、兵具ヲ帶ビ、相言・相ジルシ、戦場ノ法ヲナシ討コト、是又大罪也。

(『佐藤直方四十六人之筆記』(注26))

曰く、吉良は浅野の仇敵ではなく、吉良を討つことは「上」、すなわち幕府に反逆する大罪であると。故に赤穂浪士の仇討ちも「義」ではないと結論づける。

これに対して平山は次のように反論する。

『礼記』「檀弓上」(注56)

佐藤直方、良雄を以て上を凌ぐ者と為すや、固より然り。然れどもこれを以ての故に忠義に非ずと謂うや、則ち吾知らざるなり。それ忠臣孝子、君父の仇を報ゆる者は、安んぞ上を凌ぐの罪なきを得んや。しかも先聖のこれを与す所以の者は、蓋し臣子の忠孝を伸ばさんと欲するのみ。その事すでに典經に見えたり。直方深く思はざるの誤なり。

(「赤穂義士復仇論」)

曰く、幕府に反逆する罪であることは言うまでもないけれども、それによって赤穂浪士の仇討ちを「義」でないということはできない、と。そしてその根拠は「典經」にあるという。平山はここで『礼記』「檀弓上」を引く。

子夏孔子に問ひて曰く、父母の仇に居ること、之を如何と。夫子曰く、苦に寝ね干を枕として、仕へず、與に天下を共にせざるなり。諸に市朝に遇へば、兵に反らずして闘ふ、と。(原漢文)

子夏が孔子に父母の仇討ちの際の心構えについて尋ねる。孔子は、親の仇を取るまでは臥薪嘗胆のごとく耐え、天下を共にしない覚悟で居るべきであるという。また、その仇敵と市井において遭遇したならば、武器をとりて帰ることもなく直ちに仇討ちをせねばならぬというのである。よって平山は、そもそも仇討ちは天下と共にしない覚悟で行うものであるから、「上を凌ぐ」ことを以て「義」としないことはない、とするのである。

一方で平山は、「それ市朝なる者は、禁制の在る所にして、その嚴なることかくの如し」(「赤穂義士復仇論」)ともいう。「典經」によつて、法に背いてでも仇討ちをするべきとしながらも、世にある法の存在も意識していた。そして、その法について次のように述べる。

それ父子相隱すは、天理の公にして、人欲の私に非ざるなり。もし小人刻薄の心を以てこれを論ぜば、隱蔽欺瞞の私あるに似たり。しかも律令に父子容隱の制、親族自首の法ある者は、蓋し天倫を存養し、人紀を維持する所

以なり。

〔赤穂義士復仇論〕

「父子相隠す」は『論語』「子路第十三」に見え、「父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠す。直きこと其の中に在り（原漢文）^(注7)」とある。父子で罪を庇つて隠しあう、これは「人欲の私」ではなく、これこそが儒教における倫理道徳であり、「天理の公」なのである。そして、それは律令にも「父子容隠の制」、「親族自首の法」という形で表れており、またその法は「天倫」すなわち天の道理であるという性格を有し、「人紀」すなわち人としての規範を維持するためのものなのであるという。

ここに平山の法觀念が見える。つまり平山にとっての法とは、天の道理である儒教道徳が規則として結実したものであり、人民が人としての規範を維持するためのものである。だからこそ平山は儒教道徳に適うものを「公」とし、その反映である律学を政治的判断において重視したのだ。

ここで唐代の士大夫、韓愈の「原道」における言説を挙げたい。

夫れ所謂先王の教とは何ぞや。博く愛する之を仁と謂ひ、行ひて之を宜しうする、之を義と謂ふ。是に由りて之く、之を道と謂ひ、己に足りて、外に待つこと無き、之を徳と謂ふ。

其の文は詩・書・易・春秋、其の法は禮樂刑政、其の民は士・農・工・賈、其の位は君臣・父子・師友・賓主・昆弟・夫婦、其の服は。麻絲、其の居は宮室、其の食は粟米・果蔬・魚肉。其の道爲る明かにし易く、其の教爲る行ひ易きなり。是の故に之を以て己を爲むれば、則ち順にして祥なり。之を以て人を爲むれば、則ち愛して公なり。之を以て心を爲むれば、則ち和にして平かなり。之を以て天下國家を爲むれば、處する所として當らざるは無し。是の故に生きては則ち其の情を得、死しては則ち其の常を盡す。郊にしては天神假り、廟にしては人鬼饗く。^(注8)（原漢文）

〔原道〕

いわゆる「先王の教」とは何か。曰くそれは仁義道徳である。その教えが書かれた文はいわゆる『五経』や『六経』、その法として従うべきものが礼楽刑政である。きわめてわかりやすい道であり、きわめて実行しやすい教である。それゆえにそれを自己のために用いれば万事順調、人のために用いれ

ば愛と公とが実現し、自分の心をおさめるために用いられ、平らかで和らぎ、天下国家をおさめるために用いられ、いかなるときも妥当性を欠かない。生きるときも死するときも、すべてこの道によってゆきとどく。

これは儒教道德の表れとしての法のあり方をよく示している。そしてこれは、平山の儒教道德の拠り所を「典經」に求め、その規則としての結晶である法の存在を見る姿勢と重なる。島田虔次は「原道」を「唐の後半に、つまり狭義の宋学の始祖である周濂溪より二百年もまえに書かれたこの文章が、実は、宋学のそもそもの源流ともいべきものであり、儒教史上もつとも意義ぶかい宣言書のひとつ^(注)」とするが、これに表れるように、いわゆる「天理の公」と法とを同一視する平山の姿勢は、きわめて朱子学的であるともいえるだろう。

平山は、徂徠学をそのまま受容せず、「公」の拠り所を儒教道德に求め、徂徠の議論をより深めようとした。そして法を儒教道德の集大成として捉え直し、それによって政治を行うおうとしたのである。

五 「公」と「政事之大体」

ここにある一節がある。『鳩巢小説評論』冒頭に置かれたこの文は、『鳩巢小説評論』全体、ひいては平山の思想を解する上で重要であると思われる。

人臣タル者、政事之大体ト云事ヲキツト見エネバ、スルホドナスホドノコトガ皆私智ニ出テ、経世済物ノ処置ハ断々乎トシテ為スコト能ハズ。譬バ外貌ノ形勢ト内実ノ趣意トハ別ナルコトニテ、夫ヲ措置スルニ当テハ、表相ノアリサマニツカザレバ、万々ナラスコトゾ。(断獄誅意ノ論ハコレト別ナリ)是ヲ大体ト云ゾ。(へ)は割

注

(『鳩巢小説評論』)

主君に仕える者であるならば、政治の「大体」というものがわからなければ、一個人の狭い考えにとらわれ、世の中を治めることは決してできない。そして、「大体」とは、「外貌ノ形勢」と「内実ノ趣意」が別のものであることを弁えて、「外貌ノ形勢」にあたる「表相」のありようを見ることができるとする。

たとえば、「酉の年(明暦三年)江戸大火事の時分松平伊

豆守殿裁判承り候て云々」の項。松平伊豆守信綱が明暦の大火の際に大名の参勤を免除することがあった。これを『鳩巢小説』では「器量有之義」とするのであるが、平山は次のように述べる。

諸大名ヲ御膝モトヘ引付置ト云ハ、内実ノ処ハ羈縻^{きび}牽制ノ術ナレドモ、外貌ハ都城警衛防禦ノ形也。東都大災ニテ野原トナリ、在江戸ノ大名共ノ居リ所ガナキトテ、遙々ト遠国ヨリ都城防禦ノ為ト来リ聚リ召寄タル者ヲ、火事場カラ直ニ御暇ヲ賜リ国許ヘ追返シテハ、首メニ防禦ノ為ニ召寄タル所ノ趣意ガ立ヌゾ。損徳ゾクラスト、泣テモ笑テモ、是非トモカクセネバナラスト云所ガ、政事ノ大体ゾ。然バ、大名共ノ第宅口食ノ手当致シツカハサネバ、決シテナラヌ仕合ゾ。是則防禦ノ形勢ニ因テ、処置スル所ノ謂ニ非ズヤ。不知出此（此に出るを知らずして）不学無術ニシテ不察大体之所致也（大体の致す所を察せざるなり）。

（『鳩巢小説評論』）

曰く、大名を参勤によって江戸に置くのは、「内実」は大名

統制のためであるけれども、「外貌」は江戸の警備、防御のためである。明暦の大火によって江戸に滞在している大名の居場所がなくなってしまうとしても、遠国から都城警備のためといつて召し集めた大名たちを国元に追いつ返してしまつては、はじめにいった目的と矛盾が生じてしまう。その上で、損得勘定を捨てて、感情も捨てて、是非ともかく、「外貌」を優先して為すべきことを為すということが、「政事之大体」である。大名の居所がないのであれば、住居や食事を用意してでも参勤させなければならない。これでは都城警衛の形勢によって処置したとは言えず、「大体」の致すべきところがわかっていない、と。

この「政事之大体」を見るといふ姿勢は、政治的判断における「公」の優先といえるのではないだろうか。松平伊豆守信綱は、自身の勝手で大名を送り返した。これは幕府の政策として行っていた参勤交代の制に、「私智」によって背くことである。しかもそれは都城警衛といういわゆる建前にも反する。これは平山が幕府の政策も世の公理のひとつとして捉えていたことを示すのではないか。平山にとって、「公」としての法や政策は、儒教道徳や天理を反映したものであった。幕府が世に出した政策や法は、人民にとっては世の理であつ

て、「公」である。それ故に平山は「外貌」としての大義名分を重視するのだろう。「政事ノ大体」を見るということは、政治判断においては、「外貌」に即して、我を殺して為すべきことを為さなければならないということである。それは、さもなければ「私智」に出ることになって、人欲のままに天理である法や幕府に背いてしまうからである。ここにも「私」の否定の姿勢が見られ、裏を返せば「公」の重視の姿勢が見られる。儒教道徳の結晶、天理としての「公」の重視は、幕府権力を支えるイデオロギーとしても機能したのである。

また、その姿勢は平山の赤穂事件論にも通じているのではないか。

まず土屋主税の赤穂浪士への対処の事。土屋は浪士たちの仇討ちの申し出を受け入れ、それに加担した。それを平山は、律学を背景に兵の人数という尺度から否定した。また、土屋がとるべきだった行動として、吉良邸の防戦を挙げた。そうしなければ、土屋の武士としての本分が果たせないと平山はいう。このとき、平山の考えの背景には、儒教道徳、あるいは天理としての「公」があり、そしてその結晶としての律学があったはずである。平山にとっては、武士としての本分も

その一つだったのではないだろうか。だからこそそれに背く、すなわち人欲の恣に「私」する行為として土屋の行動を否定したのである。

平山の義士肯定論においてもそれは同様である。平山は仇討ちを「義」とする根拠に古代中国の仇討ちを挙げ、天帝の命から出た「公儀」として仇討ちを肯定した。これはまさしく儒教道徳としての「公」の重視である。また、一方で赤穂事件が幕府に背くものだったことも否定していない。これも幕府の裁定という「公」と、そもそも仇討ちは上を凌ぐものであるとする儒教道徳としての「公」が両立することを示しているだろう。

「政事之大体」を見るということは、事象の表相を重視することであって、さらにそれは、政治判断における儒教道徳、天理としての「公」の重視することであった。そしてこの姿勢は、「鳩巢小説評論」や赤穂事件論に見るように、彼の思想の根本にあるものだといえるだろう。

おわりに

ここまで、平山の赤穂事件論を中心に、平山の思想上の特

質を見てきた。

平山の赤穂事件論の背景には、律学と武士としての「義」があった。土屋主税の赤穂浪士への対処については、律学の観点から人数という尺度を加えて、その行為を否定し、また、武士としての本分という観点から、土屋が為すべきだったことを論じた。その見方は、より現実的、具体的であり、実践的な発想を得意とする兵学者の面目躍如といえよう。また平山は、浪士の仇討ちが法を犯す行為であることは認めつつ、儒教道徳を背景に、そこに武士としての「義」を見出した。

平山の赤穂事件論は、鳩巢と義士肯定論という立場は同じくしていたのである。しかしながら、彼の鳩巢・白石批判のまなざしは主として彼らの思慮の浅さに向けられ、より深い經典・律典解釈による赤穂事件の議論の深化を生んだのであった。

平山の赤穂事件論には、徂徠学の特質である「公」と「私」の分離、政治的判断における「公」の重視を見出すことができる。しかし、平山は徂徠学を無批判に受容したわけではなかった。平山は儒教道徳を「公」的なものとし、それに背くことを「私」的なものとしたのである。そして「法」を儒教道徳の反映として認識し、「公」的なものとして重視

したのだ。このような「法」の在り方はきわめて朱子学的である。一部で奇人のような評価をされながらも、林家の儒者衆からの信頼を得たのもこのような点においてのことだろう。個人道徳を排除し政治的思惟を優先させたラディカルな法治主義をとった徂徠学に対して、平山は「法」と儒教道徳における「義」を調和させた王道政治的な立場をとったのである。

このような平山の政治論の根底には、「政事之大体」を見るところという思想があった。それは「外貌ノ形勢」と「内実ノ趣意」を弁別し、政治判断においては、物事の表相である「外貌ノ形勢」を重視するというものだった。これは「内実ノ趣意」についてしまえば政治判断が「私」的なものになってしまいうからであり、幕府や「法」といった天理の「公」に背いてしまうからである。「政事之大体」を見るところとは、すなわち政治判断における儒教道徳、天理としての「公」を重視するということなのであった。

注

1 上田正昭、西澤潤一、平山郁夫、三浦朱門監修『講談社日本人名大辞典』二〇〇一 講談社「平山子竜」の項に拠る。

2 勝部真長編『夢酔独言他』東洋文庫百三十八 一九六九

平凡社 所収。

3

平山行蔵についての基礎的研究は、山田次郎吉『日本剣道史』（大正十四 東京商科大学剣道部）、森銃三『近世人物叢談』（昭和十八 大道書房）、青柳武明『江戸の剣豪 平山行蔵』（昭和十八 学習社）によってある程度行われており、青柳はその著作で、少年向けの伝記ながら比較的詳細な年譜を作成している。その後は、石岡久夫『兵法者の生活』（昭和五十六 雄山閣）にも平山行蔵の伝記があるが、従来、諸説の域を出ない。以降、平山行蔵の本格的な人物研究はなされていない。

4

平山の『擁膝草盧蔵書目録』には「鳩巢小説評 二巻収鈴木扨言之中」の一項が見られる。これは彼の著したいわゆる『鳩巢小説評論』（本稿では現存する写本の多くが「鳩巢小説評論」の題をもつためこのように呼称する。）のことと思われ、元は二巻本で、『鈴木扨言』内に収録されていたものであることを示す。『鳩巢小説評論』には、『鈴木扨言』内に収録されるものと、単独で一冊になっているものとがある。国文学研究資料館国書データベースによれば、一巻本で現存するものは、静嘉堂文庫蔵本（写本一冊）、早稲田大学附属図書館蔵本（写本一冊）、成實堂文庫蔵本（写本一冊）、東京大学附属総合図書館蔵本（写本一冊）、無窮会神習文庫蔵本（写本一冊）がある。また、この他には東京国立博物館蔵本（写本一冊）がある。加えて、『鈴木扨言』内に収録されているものとして、茨城大本『鈴木

扨言』内のものと、内閣本『鈴木扨言』内のものがある。

このうち、無窮会神習文庫蔵本は現在閲覧休止のため確認ができていない。本稿では、無窮神習本を除くこれら七本のうち、最も成立が早いと思われる東京国立博物館蔵本を底本とした。これらの諸本の成立事情や系統付けについては別の機会を持ちたい。

5

宮崎修多「鳩巢小説」の変化と諸本…近世写本研究のために」（『語文研究』一九九九九州大学国語国文学会 所収）

6

本稿における『鳩巢小説』の引用は便宜上、近藤瓶城編『続史籍集覧 第六冊』一九三〇 近藤出版部に拠った。なお、土屋のこの行為自体は、「土屋家文書」の諸資料にも記載がなく、『鳩巢小説』における創作的なものである。「土屋主税口上書」（熊田葦城『日本史蹟大系 第十四巻』一九三六 平凡社 所収）には、「夜明前、裏門え、人数五六十人程も、罷出候様に相見え申候、尤も火事装束の體に見え申候、暗く候間、睨と、相見留不申候、此外、何事も不存候。」とあり、浪士たちに加勢するような行為については語られていない。これはあくまで平山が『鳩巢小説』に対する評論を書いているのであるから、『鳩巢小説』に沿って議論を進めたい。

7

律令研究会編『譯註日本律令 三 律本文篇 下』一九七五 東京堂出版 を元に、筆者が私に訓読した。

8

中央義士会編『赤穂義士史料 上巻』一九三一 雄山閣

なお、筆者が私に仮名を付した。

9 律令研究会編『譯註日本律令 七 唐律疏議譯註篇三』

一九八七 東京堂出版

10 石尾芳久「日唐律の比較研究」(石尾芳久『日本古代法の研究』一九五九 法律文化社所収)

11 注10に同じ。

12 石井紫郎校注『近世武家思想』日本思想大系二十七 一九

七四 岩波書店 所収「佐藤直方四十六人之筆記」に拠る。

13 『鈴林扨言』は、軍学、兵学関係や、剣術をはじめとした

武芸に関する記述、日本や中国の歴史的人物・事件に対する評などから成る、いわゆる雑記雑録の類で、平山の著作の中でも文量の最も多かったであろう著作である。国文学

研究資料館国書データベースによれば、現存する『鈴林扨

言』は、国立公文書館内閣文庫蔵本(写本一冊)、国立国

会図書館蔵『鶯宿雜記』五六四卷内本(写本一冊)、東北

大学附属図書館狩野文庫蔵本(写本六卷五冊)、静嘉堂蔵

本(写本一冊)、高知県立図書館蔵本、無窮会神習文庫蔵

本、茨城大学附属図書館菅文庫蔵本(写本一冊)、茨城大

学附属図書館菅文庫蔵『鈴林扨言抄』(写本一冊)である。

それぞれ写本として伝わっており、自筆本はないこれに加

えて、現存する『鈴林扨言』のうち唯一の刊本である、公

益財団法人江川文庫蔵『鈴林扨言卷之十四』(刊本一冊)

がある。このうち、高知県立図書館蔵本は、戦前の目録に

は『鈴林扨言』抜萃の記録があるが、現在は所蔵されてお

らず、昭和二十年の空襲で焼失した可能性が高い。また、

無窮会神習文庫蔵本は本稿執筆時間閲覧休止のため確認がで

きていない。平山の思想を考えていく上でも最も重要と思

われるが、著作の多くは刊行されずに写本で後世に伝わっ

ていること、またその多くが散逸していることから、成立

事情について不明な点が多い。これらの諸本の成立事情や

系統付けについては別の機会を持ちたい。

14 この条を収録するものの内、最も書写年が古い東北大本を

底本に、筆者が私に句読点を付した。

15 『赤穂義士復仇論』は、現存するものとしては、向山誠齋

『辛亥雜綴』内ものの転写本である東京大学史料編纂所

蔵本がある他、『兵原先生文稿』(学習院大学図書館蔵 嘉

永元年写 二十冊)七卷に「浅野舊臣復仇論」の題で収め

られている。なお、原文は漢文である。以下、本稿におけ

る「赤穂義士復仇論」の引用箇所は、石井紫郎校注『近世

武家思想』日本思想大系二十七 一九七四 岩波書店 所

収「赤穂義士報讐論」に拠った。

16 林羅山訓点「春秋公羊伝 上」の訓点に拠った。

室鳩巢は『赤穂義人録』において、「義英、官齒の高く、

諸高家の上に居るを以て、京官至るごとに、未だ嘗てその

間に趨陪せずんばあらず。これを以てみづからその能を矜

りて人に驕る。而して前時、事を共にする者、その指授を

利とすれば、則ち多く賄賂を行ひて以てこれを誘く。長矩、

人と為り強梗にして、与に屈下せず。以為へらくおのれ義

- 英^マと^と同に公事を執る。私に阿諛を為すべからずと。未だ嘗て請謁問遺して、以てその欲を取らず。故を以て甚だ相善からず。」(石井紫郎校注『近世武家思想』日本思想大系二十七所収「赤穂義人録卷上」と記している。
- 18 この条を収録するものの内、最も書写年が古い東北大本を底本に、筆写が私に句読点を付した。
- 19 この条を収録するものの内、最も書写年が古い東北大本を底本に、筆写が私に句読点を付した。
- 20 鍋田晶山原編『赤穂義人纂書』赤穂義士資料大成 第三 一九七六 日本シエル出版に拠った。なお、『徂徠擬律書』には従来偽書説があり、田原嗣郎は「赤穂四十六士論をめぐる問題について」(『敬和学園大学研究紀要』九 二〇〇〇 敬和学園大学)で获生徂徠の作ではないと断定している。しかし、結局のところ『徂徠集』卷十二「記義奴市兵衛の事を記す」の付記である「四十七士の事を論ず」と結論は同じくしていることから、徂徠字の特質を『徂徠擬律書』に見ることに問題はないと考える。
- 21 丸山眞男『日本政治思想史研究』一九五二 東京大学出版会
- 22 内田智雄、日原利国校訂『定本明律国字解・律令対照』一九六六 創文社
- 23 石川忠久『詩経 下』新釈漢文大系第百十二卷 二〇〇〇 明治書院
- 24 朱熹集傳、松永昌易註『詩経 八卷』四 享保九年(一七二四年)刊 今村八兵衛注12に同じ。
- 25 竹内照夫『礼記 上』新釈漢文大系第二十七卷 一九七一 明治書院
- 26 吉田賢抗『論語』新釈漢文大系第一卷 一九六〇 明治書院
- 27 星川清孝『唐宋八大家文読本 一』新釈漢文大系第七十卷 一九七六 明治書院
- 28 島田虔次『朱子学と陽明学』一九六七 岩波書店

(のざわ・たくま 青山学院高等部教諭)